

# 自治区制度等庁内検証会議報告書

平成23年10月

北見市

## 【 目 次 】

1. はじめに	1
2. 検証の手法	2
3. 自治区制度を設けた背景・経過	5
4. 合併協議の状況	7
5. 当市の自治区制度の位置付け・特徴	8
6. 他都市の状況・事例	10
7. 自治区制度がこれまで果たしてきた役割	13
8. 制度の現状・課題・問題点	15
9. 制度の改善方策	21
10. 検証のまとめ	26
関連資料集	27

## 1. はじめに

地域審議会、合併特例債などが盛り込まれた「市町村の合併の特例に関する法律」（合併旧法）の一部改正（平成11年）を契機に始まった「平成の合併」から12年を迎え、平成18年3月に新生北見市が誕生して5年が経過しました。

また、平成17年4月に5年の時限法として施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）のもと、全国の市町村数は3,232（平成11年3月31日現在）から1,727（平成22年3月31日現在）まで減少しました。

こうした背景の中、国や都道府県、あるいは多くの合併市町村において、平成の合併を振り返り、その検証作業に取り組む動きが見られます。

当市は期限を定めずに自治区と特別職（副市長）の自治区長を置くという全国的に例を見ない独自方式により合併を実現しました。

広大な面積を有する当市でこの自治区制度がどのように運営され、どのような課題を抱えているのか、今、改めて問い直すことが求められています。このため、当市では平成21年8月に自治区制度等庁内検証会議（以下「検証会議」という。）を設置し、自治区制度の存続を基本として、より効果的・効率的な制度として改善するための検証作業に着手しました。専門的、具体的に調査研究するため、自治区制度、まちづくり協議会、総合支所の3部会を設け検討を行いました。

この報告書は、各部会からの報告をもとに検証結果をまとめたものです。

## 2. 検証の手法

### (1) 検証体制

自治区は市政運営に関わる基本的な制度であることを考慮し、検証会議（座長：企画財政部長）を立ち上げ、全庁的に取り組んできました。

地域振興室を事務局として、各部局及び各総合支所から選出された職員で構成する3部会（自治区制度、まちづくり協議会、総合支所）を設け、総合支所長を部会長としました。

本報告書は、各部会の報告をもとに検証会議等で整理し、部長会議で決定したものです。

#### 【検証会議】

委員	◎企画財政部長、○総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、都市建設部長、端野総合支所長、常呂総合支所長、留辺蘂総合支所長、学校教育部長、社会教育部長、企業局長
人数	13人
事務局	地域振興室長・地域振興課長

◎座長、○副座長

#### 【自治区制度部会】

部会員	◎端野総合支所長、政策室長、地域振興室長、企画課長、総務部次長、端野総合支所次長、常呂総合支所次長、留辺蘂総合支所次長
人数	8人
事務局	地域振興課長、端野総合支所総務課係長

◎部会長

#### 【まちづくり協議会部会】

部会員	◎留辺蘂総合支所長、地域振興室長、市民活動推進室長、市民活動課長、市民協働推進課長、端野総合支所次長、常呂総合支所次長、留辺蘂総合支所次長
人数	8人
事務局	地域振興課長、留辺蘂総合支所総務課係長

◎部会長

### 【総合支所部会】

部 会 員	◎常呂総合支所長、企画財政部次長、地域振興室長、企画課長、 財政課長、行政評価・行財政改革主幹、総務部次長（職員監）、 職員課長（総務部主幹）、端野総合支所次長、常呂総合支所次長、 留辺蘂総合支所次長、学校教育総務課長、企業局総務課長
人 数	13人
事 務 局	地域振興課長、常呂総合支所総務課係長

◎部会長

### （２）会議開催経過

検証作業は、3部会が現状分析・課題の抽出等を行い部会報告書にまとめ、それをもとに下記の会議で整理・調整を行いました。

### 【検証会議等開催経過】

日 程	内 容
平成21年 8月 3日	部長会議
平成21年 8月 3日	第1回検証会議
平成21年 8月 17日	部長会議
平成21年 8月 17日	第1回座長・副座長・部会長会議
平成21年 9月7～10日	各まちづくり協議会報告
平成21年 11月 4日	第2回座長・副座長・部会長会議
平成21年 11月 10日	第3回座長・副座長・部会長会議
平成21年 11月 16日	第4回座長・副座長・部会長会議
平成21年 11月 18日	第2回検証会議
平成21年 11月 25日	端野、常呂、留辺蘂まちづくり協議会報告
平成21年 11月 27日	北見まちづくり協議会報告
平成21年 11月 30日	部長会議
平成21年 12月 1日	北見市議会総務教育常任委員会報告
平成22年 7月 26日	第5回座長・副座長・部会長会議
平成23年 2月 18日	第3回検証会議
平成23年 6月 20日	第4回検証会議
平成23年 7月 11日	第5回検証会議
平成23年 8月 19日	部長会議

※事務局会議等は省略しています。

### (3) 部会の検証の視点・アプローチ

#### ①自治区制度部会

自治区設置の背景や経過を振り返って、その原点の考え方を確認するとともに、自治区と自治区長にスポットを当て、現行制度の存続を前提とした検証を行いました。

#### ②まちづくり協議会部会

まちづくり協議会の役割（まちづくり協議会に対する諮問のあり方、自治区設置条例第8条の意見・要望、市の各部とまちづくり協議会の連携、まちづくり計画との関わり、自治区内住民との連携強化）と委員の選任（人数、委嘱期間、選任、選出方法）の大きな2つの項目で検証を行いました。

#### ③総合支所部会

事務執行上の課題などについて、主に総合支所職員から意見を集約しました。

部会では、こうした意見を参考に本庁と総合支所の位置付けや連携のあり方について、組織、業務、予算の3面から検討を加えています。

#### 【部会開催経過】

	自治区制度部会	まちづくり協議会部会	総合支所部会
第1回	平成21年 8月 5日	平成21年 8月 11日	平成21年 8月 10日
第2回	平成21年 8月 13日	平成21年 9月 4日	平成21年 10月 27日
第3回	平成21年 9月 1日	平成21年 10月 19日	平成21年 10月 30日
第4回	平成21年 10月 21日	平成21年 10月 23日	平成21年 11月 2日
第5回	平成22年 8月 12日	平成21年 10月 29日	平成21年 11月 6日
第6回	平成23年 5月 23日	平成21年 11月 13日	平成21年 11月 13日
第7回		平成22年 8月 12日	平成21年 12月 29日
第8回		平成23年 5月 23日	平成22年 8月 26日
第9回			平成22年 8月 30日
第10回			平成23年 1月 21日
第11回			平成23年 1月 28日
第12回			平成23年 5月 23日

### 3. 自治区制度を設けた背景・経過

#### (1) 自治区

平成17年4月に第27次地方制度調査会の答申に沿って、合併3法と呼ばれる「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）、「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」（改正合併特例法）、「地方自治法の一部を改正する法律」（改正地方自治法）が施行され、基礎自治体の内部に地域自治組織を置く制度が初めて立法化されました。

地域自治組織は、住民から選任された委員からなる地域協議会と住民に身近な市町村の事務を行う事務所から構成されています。区域を定めて、

- ・住民の意見を行政に反映させる
- ・市町村長の権限に属する事務を分掌・処理させる
- ・住民との協働による住民自治を強化する

ために制度化され、市町村合併を促進させる大きな要因となりました。

地域自治組織には、法人格を持つ合併特例区と法人格を持たない地域自治区の制度があります。さらに、地域自治区には、地方自治法第202条の4による一般制度と合併特例法第23条による特例制度があります【資料1】【資料2】。

当市の自治区制度は、地方自治法（一般制度）等による地域自治組織ではなく、市の条例に基づく方式としています。

#### (2) まちづくり協議会

当市では、特に旧端野町・旧常呂町・旧留辺蘂町の住民から、「合併後の新市においては、市部中心の施策になるのではないか」、「地域住民の意見が行政に届かなくなり反映されなくなるのではないか」、「これまで培われてきた地域の特性や伝統・文化が継承できなくなるのではないか」、「地域コミュニティなどのあり方がどうなるのか」といった不安や心配の声がありました。

それらの住民不安を解消し、地域住民の声を反映したきめ細かなまちづくりを推進するため、地域住民が自治区に関する事項の協議を行うとともに、住民と行政が情報を共有し住民が行政に参加することを目的として、まちづくり協議会を設置しました。

#### (3) 自治区長

当市は1市3町による合併で、北海道で1番目、全国で4番目という広大な行政面積を有しています。しかも、石北峠からオホーツク海まで110キロメートルに及ぶ距離を持ち、山間部、都市部、農村部、湖沼、海浜部といった異なる地勢や多種多様な歴史、文化、産業、資源を持つ全国的にも稀な自治体となりました。

また、本州と異なり積雪寒冷という厳しい気象条件の中、開拓以来さまざまな災害の歴史を持つことなどから、合併に伴う環境の変化に対する住民の不安がありました。これを解消するために住民の声を市政に反映させ、総合支所を指揮監督し、現地で即断できる体制を確保することが強く求められました。

こうした課題を解消するため、自治区には地域に関して優れた識見を有する自治区長を置くこととなりました。

#### **(4) 総合支所**

地域自治組織は、住民の中から選任された委員からなる地域協議会と住民に身近な市町村の事務を行う事務所から構成されています。この事務所は、基本的には市町村長の権限に属する事務を分掌する事務所であり、分掌する事務は各市町村長の裁量に任されていますが、地域協議会の庶務を処理するため、事務所の長が置かれ、職員をもって充てることとされています。

地域住民の中には、市町村合併によって「市役所や役場が遠くなって住民サービスが低下する」、「住民と役場の関係が疎遠になる」、「職員に気軽に相談できなくなり、一緒に考えてもらえなくなる」といった不安を持つ方もいました。

当時の合併協議では、これらの背景や住民の不安などに配慮し、行政の継続性を担保し身近な行政サービスを維持して自治区を運営するためには、支所ではなく総合支所であってはならないとの判断から、旧町単位に総合支所を設置することが合意されました。



## 4. 合併協議の状況

北見市、端野町、常呂町及び留辺蘂町が合併する際に設置されたオホーツク圏北見地域合併協議会では、自治を守る仕組みについて数多くの議論が重ねられました。

地域自治組織の設置が新市まちづくり計画検討小委員会で審議され、当初は地方自治法または合併特例法による導入について比較検討が行われました。

その後、旧端野町、旧常呂町、旧留辺蘂町から副市長相当の権限を有する自治区長配置の要望があり、災害時などに自治区で一定程度の判断ができる責任者を配置することが望ましいとされました。そして、(仮称)まちづくり条例の骨子が示され、その骨子とリンクする(仮称)地域自治区設置条例を制定し、地域自治区、まちづくり協議会、地域自治区長、総合支所を置くことが合意されました。

なお、(仮称)まちづくり条例は、住民参加のもと、新市において制定することとされました。

その内容は、合併協定書の「11 地域審議会等（まちづくり条例など）の取扱い」の項目で記載されています【資料3】【資料4】。

## 5. 当市の自治区制度の位置付け・特徴

### (1) 自治区

当市の自治区制度は、地方自治法第202条の4による地域自治区（一般制度）に沿いつつ、常勤で特別職の自治区長を加える形で協議が進みました。地域の歴史や文化、特性などを尊重し、機能を分担しながら地域全体の均衡ある振興と発展に責任と役割を担う地域自治づくりを目指すため、まちづくり協議会、自治区長、総合支所からなる自治区を独自の条例により設置しました。

市政運営の基本理念を定める北見市まちづくり基本条例（以下、「まちづくり基本条例」という。）で、自治区、総合支所、自治区長、まちづくり協議会の根拠規定を置き、個別条例である北見市自治区設置条例（以下、「自治区設置条例」という。）において、再度それらの基本事項を定める形としています【資料5】【資料6】。

当市の場合、合併特例区と地域自治区（特例制度）については合併時にのみ導入できる特例であるため、これから先これらに移行することはできません。また、地域自治区（一般制度）への移行は可能ですが、特別職の自治区長を今後も置くこととしていることから、引き続き現行の自治区設置条例により自治区を運営することとなります。

自治区設置条例は、自治区に市長の権限に属する事務を分掌させつつ、地域自らの責任と選択に基づく参画と協働による住民自治の推進等により、地域の特性を生かした個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的としています。

自治区は旧市町をエリアとした法人格を持たない行政区画の一種ですが、その構成要素であるまちづくり協議会、自治区長、総合支所の法的な根拠は次のとおりとしました。

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| ・まちづくり協議会 | 地方自治法第138条の4に規定する市の附属機関 |
| ・自治区長     | 地方自治法第161条に規定する副市長      |
| ・総合支所     | 地方自治法第155条に規定する支所       |

### (2) まちづくり協議会

まちづくり協議会は、地方自治法第138条の4に規定する市の附属機関ですが、個別の審議会条例等で設置される審議会等とは異なり、まちづくり基本条例及び自治区設置条例で規定しています【資料7】【資料8】。

この条例では、地方自治法第202条の7（地域協議会の権限）の趣旨に沿って、まちづくり協議会の役割等を規定しています【資料9】。

単に諮問された事項に答申するばかりでなく、自治区に関して自ら必要と認める事項について審議し、市長等に意見・要望ができることとしています。また、市長等は答申又は意見・要望を尊重し適切な処置を講じるよう努めるものとされています。

当市は毎年度、総合計画の6つの基本目標を柱として実施計画を策定していますが、その前段、「自治区内事業の今後のあり方について」をまちづくり協議会に諮問し、各まちづくり協議会は各事業に優先順を付して答申しています。市長は、まちづくり協議会からの意見を最大限尊重しながら実施計画を策定しています。

また、当市の特色ある取り組みとして、まちづくり協議会が自ら地域活性化に取り組む市民団体を支援するまちづくりパワー支援事業の公開審査を担っています。留辺蘂自治区では、5人の委員により運営委員会を設置するなど、4自治区のまちづくり協議会は、それぞれ創意工夫により運営しています。

### （3）自治区長

自治区設置条例第9条第2項において、自治区長は副市長をもって充てることとし、同条例第10条では自治区長の職務について「市長その他の市の機関及び自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図るとともに、総合支所及びまちづくり協議会を統理する（統括しておさめる）」と規定しました【資料7】。

同時に、自治区長は行政内部では地方自治法や北見市財務規則、北見市事務専決規程等に基づき、副市長として自治区の事務を担当しています。その定数は、北見市副市長定数条例により、4人としています【資料10】【資料11】。

また、北見市副市長の事務分担に関する規程では、第2条第1項において、副市長が各自治区を担当することを規定し、副市長の事務分担として各自治区に関する事務を位置付けました【資料12】。

### （4）総合支所

総合支所は、地方自治法第155条に規定する支所に当たりますが、当市では自治区に関する事務を総合的に処理する点に主眼を置き、まちづくり基本条例及び自治区設置条例で規定しました【資料7】【資料13】。

総合支所には、北見市組織規則により、企画や財政といった総合的に処理する管理部門を除き、地域住民に身近な行政サービスを担う組織として、総務課・市民環境課・保健福祉課・産業課・建設課の5課を置いています【資料14】。

総合支所の事務所の長は、地方自治法第175条の規定により一般職が当たることになっています。特別職は臨時的な事情が生じた場合以外には、一般職を兼ねることができないため、3自治区には自治区長とは別に総合支所長を配置しています。

## 6. 他都市の状況・事例

### (1) 地域自治区等

旧合併特例法の経過措置期限である平成18年3月31日までに557の自治体が誕生しました。合併3法が施行された平成17年4月1日以降、合併特例区、地域自治区の設置が可能になり、平成22年4月1日時点で地域自治組織を設置している全国の自治体数は57です。そのうち地域自治区（一般・特例）を設置している自治体は、51あります【資料15】。

北海道では平成の合併で誕生した自治体は22ありますが、このうち地域自治組織を置いた自治体は9、設置率は40%で本州に比べて高い比率です。これは、北海道の自治体は総じて行政面積が広く、市街地間の距離が遠いことが要因と思われます。

一般制度の地域自治区は地方自治法に基づき恒久化が図られていますが、その他の制度は設置期間を定めなければならず、設置期間満了時には地域自治組織を廃止するか、一般制度に移行するかを選択することが求められます。

#### ①浜田市

当市と同様に独自条例を定めて自治区を設置した自治体に浜田市（島根県）があります。浜田市は、合併した旧市町に自治区を設置し、それぞれの自治区に特別職の自治区長と地域協議会と支所を置いています。

浜田市は条例で自治区設置期間を当面10年間と定めていますが、厳しい財政事情を背景として、合併後4年を経た時点で庁内にプロジェクトチームを設置し検証を行っています。

#### ②高山市

平成17年2月に1市2町7村が編入合併し全国一の面積（2,117.67平方キロメートルで当市の1.5倍）を有する高山市（岐阜県）は、地域自治組織は設けず地域審議会だけ設置する方式を選択しました。同市では副市長を2人置き、1人が市政全般を担い、もう1人が旧町村に係る地域振興用務を担任しています。旧町村には総合支所を設置し、総合支所長には部長職を充てています。

#### ③豊田市・上越市

都市内分権を掲げて合併した豊田市（愛知県）、地域協議会委員の準公選制を選択した上越市（新潟県）は、合併先進都市として全国の注目を集めています。いずれも地方自治法の一般制度に基づく地域自治区であり、区長は置いていません。

豊田市と上越市は地域自治区の設置期間を無期限としており、地方自治法を根拠として制度の恒久化が図られています。合併後、本庁が所在している旧豊田市と旧上越市区域でも、複数の地域自治区と地域協議会を置く取り組みを進めていることが注目されます。

#### ④石狩市

平成17年10月に特例制度で合併した石狩市は、地域自治区の設置期間を10年間とし、最初の4年間は常勤の特別職である区長を置きましたが、その後は各支所に一般職の支所長（部長職）を配置しました。

#### ⑤伊達市

同じく特例制度により平成18年3月に合併した伊達市では、旧大滝村にだけ10年間に限り地域自治区を設置することとしましたが、区長は置かず、一般職（部長職）の総合支所長を配置しています。

#### ⑥釧路市

平成17年10月に1市2町が新設合併した釧路市は、合併時に地域自治組織は設けず地方自治法に基づく一般の審議会（名称は地域協議会）を設置する方式を選択しました。同市では副市長を2人置き、旧町には行政センターを配置し、行政センター長には地方公務員法第3条第3項第3号による特別参与を充てています。特別参与の職の存続は4年以内に検討を行い、必要な措置を講ずるものとされていましたが、4年目を終えた平成21年10月以降も新市長の任期3年間に限り延長することとされました。

### （2）地域審議会

平成22年4月1日現在、全国で地域審議会は217団体で775設置されています。

平成19年の総務省のデータによれば、地方自治法に基づく地域協議会の年平均開催回数は5.6回（当市は10.4回）です。地域協議会の平均委員数は21人（当市は15人）で、このうち公募委員の比率は平均10.3%（当市は20.0%）となっています。

他自治体の地域審議会、地域協議会では、市町村建設計画に関することなどを審議しているほか、それぞれ特色ある取り組みを行っています【資料16】【資料17】。

また、その構成委員は幅広い分野となるよう配慮されています【資料18】。

### （3）自治区長

現在、地域自治組織に特別職の区長を配置している自治体は、合併時の特例措置によるもので、期限を定めて一時的に置く取り扱いとしています。

特例措置によって置かれる地域自治組織の設置期間は合併特例区では5年以内であり、地域自治区の特例制度では「合併協議で定める期間」とされ、その期間に限り特別職の区長を置くことができます。特別職の区長は、地域行政運営に関し優れた識見を有する者の中から市町村長が選任します。

特例措置により地域自治組織を設置した自治体は設置期間を定めているため、期間満了後は地域自治組織を廃止するか、地方自治法に規定する地域自治区（一般制度）に移行するかの選択を迫られますが、いずれの場合も特別職の区長を置くことはでき

ません。

浜田市は、当市と同様に市の独自条例で自治区長を置きました。自治区長は地方公務員法第3条の特別職とし、具体的に副市長条例で副市長の身分を規定しました。ただし、本庁所在地以外の副市長は自治区長と呼称させることとし、権限は副市長と同じであっても給与に差をつける取り扱いとしています。浜田市は自治区の設置期間を当面10年間と定めていますので、設置期間を規定せずに副市長である自治区長を置くとしたのは全国では唯一当市だけです。北見方式と呼ばれる理由がここにあります。

全国には地域自治組織の設置の有無にかかわらず、複数の副市長を置く例があり、合併自治体では区長は置きませんが、地域自治組織を担任する副市長を配置する例が見られます。

## 7. 自治区制度がこれまで果たしてきた役割

### (1) 自治区

北見方式の自治区制度により、旧市町の歴史や伝統、コミュニティなどを互いに認め合いながら、新市は穏やかなスタートを切ることができました。

この間、新市まちづくり計画を包含した新しい総合計画を策定し、各自治区の整備方針も明らかにしました。平成21年9月には、まちづくり条例検討市民会議から自治区の設置等を盛り込んだ「北見市まちづくり基本条例（素案）」の答申があり、これをもとにまちづくり基本条例を制定し、平成22年12月21日に施行しました。

### (2) まちづくり協議会

まちづくり協議会は、平成18年6月から平成23年3月までの約5年間で延208回開催し、1協議会の年間開催回数は平均10.4回となっています。協議会の平均出席委員数は11.8人です【資料19】。

このほか、各協議会において自治区内の視察や勉強会なども随時開催しています。

まちづくり協議会の運営は各協議会に委ねており、創意工夫の中で開催していますが、協議会相互の情報交換も必要であることから、これまで7回の正副会長会議を開催しています。また、事務担当者会議も必要に応じて開催しています。

諮問した内容は、5か年ともに3自治区共通で「自治区内事業の今後のあり方について」（北見自治区は平成18年度・19年度）、平成22年度には4自治区共通事項で「自治区における公共交通のあり方について」、また、平成19年度の個別事項として「防災対策を含めた地域コミュニティのあり方について」、それぞれ答申を受けました。

このほか、北見市の都市再生、北見市総合計画前期基本計画（案）、自治区制度のあり方等について協議を行ったほか、まちづくりパワー支援事業の審査も大きな役割となっています。

まちづくりパワー支援事業は、さまざまな市民活動の芽を育む大変効果的な事業で、市民参画と地域活動を活性化する有効な手段として期待されています。まちづくり協議会が審査を通して地域づくりに関わることは、協議会設置の目的からも意義深いものがあります。

### (3) 自治区長

合併後最初の端野、常呂、留辺蘂自治区の自治区長には、地域を熟知している旧町の特別職が選任されました。端野、常呂、留辺蘂自治区では、自治区長が自治区住民と接する機会が数多くあります。自治区長が地域の行事やイベント、会合等に出席し挨拶を行い、地域の声に耳を傾ける姿は、行政の継続性と緩やかな合併を印象付け、自治区住民に大きな安心感を与えました。

また、新市には旧市町の多くの事務事業がそのまま引き継がれ、その一元化作業が課題となっていました。自治区長としての政策的な判断や精力的な住民説明等によ

って合併事務事業の調整が促進されました。さらには、新市まちづくり計画に基づく自治区事業が着実に推進されました。

北海道一広大な行政面積を有する新市の災害対応も大きな課題でしたが、地域防災計画に基づき、自治区長が自治区災害対策本部長として最前線で指揮を執る体制が構築されました。

#### **(4) 総合支所**

端野、常呂、留辺蘂自治区に総合支所を置き、身近な行政サービスが維持されたことにより住民不安は緩和され、新市は円滑なスタートを切ることができました。

端野、常呂、留辺蘂総合支所の各課は、本庁の複数の課の業務に関わり、住民に身近で広範囲の業務を担当しています。北見自治区の事務は本庁が行っています。

総合支所は、市長の権限に属する事務を分掌し、住民の身近なところで総合的な行政サービスを提供し、地域住民との連携を図りながら自治区の振興やまちづくり協議会の事務、災害対応を行うなど、自治区設置の目的を果たす役割を担ってきました。

なお、合併時に企画や財政等の総合的な管理部門を本庁に集約し、合併後の事務事業の一元化、事務事業の見直し・効率化を図りながら職員数の削減を実施しているところであり、各自治区の職員数は減少しています【資料20】。



## 8. 制度の現状・課題・問題点

### (1) まちづくり協議会

#### ①まちづくり協議会の役割

これまでを振り返って、まちづくり協議会の役割に関する課題としては、次のようなことが挙げられます。

なお、他自治体も地域審議会等について課題や留意点を認識しており、各自治体が協議会をいかに活用するか創意工夫を行っているところです【資料21】。

#### ア まちづくり協議会への諮問事項

諮問事項の「自治区内事業の今後のあり方について」では、それぞれの自治区の実施計画に関わる3年間の事業が協議されます。しかし、次年度の予算に係る事業に審議が集中するため時間が不足し、長期的な視点での協議につながらない傾向にあります。

また、北見まちづくり協議会に対する「自治区内事業の今後のあり方について」の諮問は、委員から「他の自治区に比べ事業数が多すぎる」、「まちづくり協議会での議論にふさわしいのか」等の意見があったことから、平成20年度以降は諮問を見送っています。

#### イ まちづくり協議会からの意見・要望

まちづくり協議会は市長等からの諮問項目以外でも協議会が必要と認める事項について審議し、意見・要望を行うことができることとしています。地域のさまざまな課題について議論し、地域の声が反映できる取り組みが期待されています。

これまで、協議会委員からは、各部局からの報告事項に対し、さまざまな形で意見が出されていますが、協議会独自の発意による事項を審議し、意見・要望として市長に提出されたのは、平成21年9月の端野まちづくり協議会が出した「自治区制度に係る意見要望書」が初めてとなりました。その後、端野からは「まちづくりパワー支援事業に関する要望」も出されています。

#### ウ 市の各部とまちづくり協議会の連携

当市では、各部の所掌事務に関連する専門の審議会が設置されており、政策形成過程では、パブリックコメントなど市民から意見を聞くことに努めています。

また、特に地域の特性や事情について意見が必要な場合は、まちづくり協議会に対しても意見を求めるなど連携を図っているところです。

#### エ まちづくり計画との関わり

各自治区では、合併時に策定した新市まちづくり計画によりまちづくりを進めてきましたが、新しい当市の指針となる総合計画を策定し、新市まちづくり計画もこの総

合計画に包含されました。今後はこの総合計画を基本に自治区の整備方針に沿って、各自治区の特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

#### オ 自治区内住民との連携強化

自治区内住民との連携強化には住民協働の推進が含まれ、まちづくり協議会と町内会（自治会）やNPOなどの各種団体との連携が望まれます。しかし、まちづくり協議会は、地域の声を市政に反映させる市の附属機関であり、自治会等選出委員もいますが、住民活動の実施主体ではありません。現在は、実際に地域活動を行う各種団体との連携が十分でない状況があります。

また、まちづくり協議会の役割のうち、まちづくりパワー支援事業の審査において、協議会委員が実施団体の行う事業の説明を受け、評価することについては、おおむね理解が得られています。

市民からは「まちづくり協議会の役割や議論が見えにくい」、「行政主導の組織ではないか」、「委員選出方法が不透明」といった意見もあり、まちづくり協議会と地域住民のコミュニケーションを深めることが求められています。

### ②まちづくり協議会委員の選任

まちづくり協議会委員の選任については、自治区設置条例に基づき、自治区ごとに15人の委員が2年間の任期で選任されています。

その属性は、自治区内の公共的団体が推薦する者、識見を有する者及び公募による者から構成しており、団体の役職にある人や仕事に就いている人が多い状況です。

女性委員の割合は3割で、各協議会の平均年齢は50歳台となっています【資料22】【資料23】。

他都市の例も参考としつつ、広く市民の声を取り入れる趣旨から、女性のさらなる登用や若年層からの選任等が課題です。

#### 各まちづくり協議会委員の基本構成

1	自治区内の公共的団体が推薦する者	6人～7人
2	識見を有する者	5人～6人
3	公募による者	3人

## （2）自治区長

### ①行政の動き

合併後、4人の副市長が市議会の同意を得て選任され（平成18年4月25日）、自治区長が誕生しましたが、市長の任期途中の辞任に伴う市長選挙の後、4人全員が辞任しました（平成20年12月25日）。

新市長は、副市長を2人とする公約を掲げて就任したことから、議会に北見市副市長定数条例の一部を改正する条例を提案しました（平成21年3月11日）。し

かし、副市長の削減は自治区長の削減であり、自治区住民への説明が不足しているなどの理由により、提案は否決されました。

その後、副市長を2人とする提案について、各まちづくり協議会への報告、各自治区での「市長と語ろう～まちづくりトーク」の開催、市長への手紙等で市民への説明や意向把握に努めましたが、特に旧町の3自治区では賛否両論があり、副市長である自治区長は不在のまま時間が過ぎました。

これら一連の状況により、14か月間、自治区長の不在期間が続きました。この期間は市長が自治区長の事務を行いました。各自治区の行事すべてに出席することは難しく、総合支所長が代理をすることもありました。この間、災害や大きな事件がなかったため、自治区災害対策本部の長を必要とする事態には至りませんでした。

平成22年3月の第1回定例市議会において、4人の副市長のうちの1人の選任について議会の同意が得られました（平成22年3月5日）。現在、この一人の副市長が4自治区長を兼任しています。

## ②市民の動き

自治区設置条例の自治区長の位置付けについて、平成21年11月27日に北見市議会に対し、「北見市自治区設置条例第9条第2項の無効及び廃止についての陳情」が提出され、平成21年12月7日には北見市監査委員に対し、「北海道北見市職員措置請求（住民監査請求）」が提出されました【資料24】【資料25】。

その後、平成22年2月24日には、釧路地方裁判所北見支部に対し、不当利得金返還請求（住民訴訟）事件も提起されたところです【資料10】【資料26】。

## （3）総合支所

### ①組織

ア 総合支所では、技術系をはじめとする専門職員の配置人数が限られていることから、単独での育成が十分に行えない状況です。このため、自治区の今後のあり方を踏まえた適切な人員配置や災害時の初動対応など、総合支所としての機能が適切に果せる職員配置が必要です。

イ 各自治区に総合支所を置いたことから、「自治区のことは自治区（総合支所）で行う」との考え方がありますが、現行の決裁システムでは、予算の執行管理権限の多くは本庁にあり、総合支所の各課は本庁の関係各部からの執行委任を受けて実施しています。

執行委任については、業務範囲の解釈の一部に相違があり、総合支所の事務事業への本庁の関わり方が部局によって差があることも指摘されています。

ウ 各自治区では、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるにあたり、地域の将来像、あるべき姿の検討が課題となっており、本庁と総合支所が一体となって企画立案できる体制の強化が求められています。

また、自治区で行われる各種イベントは、総合支所と教育事務所が連携し、所管課を超えた職員の協力の下に実施していますが、行政区域を超えた広域的なイベントの対応及び実施体制のあり方が課題となっています。

エ 合併後に持ち越された事務事業の調整を図るため、本庁各部に調整室（北見市組織規則で規定）を設置しており、調整の結果、合併事務事業項目227項目のうち、特に課題のある2項目を除き、225項目（99%）が調整完了済です（平成23年3月末現在）。

## ②業務

総合支所が担当する業務を分類すると、概ね次の4つに区分されます。

窓口・相談業務	窓口相談、住民相談支援、証明書の発行、本庁への取次ぎ
地域振興業務	地域振興（産業振興を含む）、渉外、広聴、情報発信
財産管理業務	施設等財産の維持管理（道路、河川、土地、建物等）
危機管理業務	災害等危機発生時対応、防災

ア 窓口・相談業務は、市民と身近に接しながら、サービスを提供するための業務であり、旧市町の窓口をそのまま引き継いでいます。この業務では、全市共通のマニュアルに沿った事務処理が行われています。

この業務では、住民の利便を確保するため本庁各部と連携し業務を行っていますが、各総合支所においては、少人数で多岐にわたる業務を担当するため、配置職員の技能向上が必要です。

イ 地域振興業務は、自治区設置条例の目的に沿って広報・広聴等の市民環境、保健福祉、農林漁業・商工業等の産業など自治区全般にわたる業務を行うほか、端野自治区のデイサービスセンター事業、常呂自治区の通院バス運行事業、留辺蘂自治区のノーマライゼーション事業など、その自治区固有の業務についても行っています。

自治区の振興発展や各種事業の推進、地域の活性化につながるイベント等の実施に当たっては、地域の行事や慣習、自治区内の出来事や情報を把握し、さまざまな課題に素早く対応できるよう努めています。

また、住民が安心して豊かに暮らせるよう、まちづくり協議会の意見を聞きながら長期的な視点に立った地域の振興策を取りまとめ、自治区に関する事業の採択に向け、本庁所管部と調整を図っています。

この業務では、旧町が取り組んできた各自治区の独自事業は、合併後も存続しています。これらは地域的な規模の違いやさまざまな事情、歴史的な背景により実施しているものが多く、今後の地域振興に関わる事業をどのように進めていくのか検討が必要です。

ウ 財産管理業務は、道路、河川、土地、建物など自治区内にある施設や財産の維持管理とそれに伴う工事、修繕などです。

この業務では、各自治区にある施設、道路などの財産の所管は本庁所管部にありますが、総合支所と本庁各部の役割分担の認識が曖昧なため混乱が生じているケースもあり、効率的な管理体制を含めた統一的な整理が必要です。

エ 危機管理業務は、災害発生時に迅速な対応ができるようマニュアル化とそれに基づく体制整備を図るとともに、防災資材の管理や防災訓練、要援護者の把握などを行っています。また、その際、自治区内の町内会をはじめとする各種団体との連携にも努めています。

この業務では、災害が発生した場合、災害対策本部員と初動巡視を行う職員のほか保安要員など、各自治区において一定程度の職員が必要となります。職員数が合併前の半数程度に減少している状況では、総合支所の職員だけでは十分な対応ができないことが想定され、災害種別や地域特性を踏まえた緊急時応援体制づくりが課題です。

### ③予算

ア 自治区に関連する予算は、

- ・ 予算要求から執行までを総合支所が行うもの
- ・ 予算要求は本庁所管部を通して行い、本庁所管部が総合支所に執行を委任し、総合支所が行うもの
- ・ 予算要求は本庁所管部を通して行い、執行は本庁所管部が直接執行するもの

に区分されます。

自治区に係る予算要求の大部分は、各総合支所においてその地域の状況を踏まえた要求内容を検討決定し、本庁所管部を通して行っています。

総合支所が直接要求する予算は、

- ・ 総合支所庁舎及び出張所の維持管理に要する総合支所経費
- ・ まちづくり協議会経費
- ・ まちづくりパワー支援事業補助金

の3つの経費で構成される総合支所費のみであり、その他はすべて本庁所管部を通して要求が行われます。

総合支所が直接要求し決定された予算は、総合支所に配当され、本庁所管部を通して要求し決定された予算は、各部に配当された後、総合支所に委任され執行することになります。

災害時や緊急対応に要する予算または地域性や自治区の特色を生かすための予算など一定の予算を総合支所が所管すべきという自治区の予算権限についての意見がありましたが、その必要性について、執行委任制度を導入した経過等を踏まえ検討・判断する必要があります。

イ 総合支所が直接要求する総合支所費や執行を委任された予算に係る予算・決算の議会（委員会）対応は、3総合支所のみで行っています。

3 自治区に係る予算の議会（委員会）対応が3 総合支所のみで行われている経過としては、合併後に3 自治区の予算配分などがわかるよう、本庁とは別に資料を作成し対応してきたものです。しかし、現在、このような流れを踏襲することは自治区のバランスを意識するあまり、本来のオール北見としての意識を薄れさせるものです。

また、議会におけるさまざまな議論において、全市的に調整を要する議論には対応しづらい状況があり、予算を統括する本庁と総合支所が一体となった議会対応について検討する必要があります。

ウ 合併時に積み立てた地域振興基金は、現在、一般会計への長期運用を行い、その運用果実をまちづくりパワー支援事業の財源としています。

また、ふるさと北見応援寄附金など各自治区への指定寄附の財源があり、各自治区の振興に向けた有効活用を図る必要があります。

エ 平成22年度に過疎対策事業債の拡充が行われ、ソフト事業についても過疎対策事業債が充当できることとなったため、対象となる端野、常呂、留辺蘂の3 自治区における今後の有効活用策を検討する必要があります。

## 9. 制度の改善方策

### (1) まちづくり協議会

#### ①まちづくり協議会の役割

##### ア まちづくり協議会への諮問事項

自治区内事業の今後のあり方について、まちづくり協議会の設置趣旨を踏まえ、今後もまちづくり協議会に諮問し、答申を受けることが必要です。

また、1年を通してのまちづくり協議会活動の中で他の事項も協議することは可能であり、それぞれの自治区が持つ特色や歴史などを背景とした地域づくりに関する諮問を検討する必要があります。さらに、共通諮問事項にとらわれず、自治区ごとに異なった事項や一部の自治区に限定した内容についても諮問を検討するなど、まちづくり協議会の役割や機能が十分に発揮されるよう配慮する必要があります。

これまでは、新市まちづくり計画に位置付けられた事業を中心に協議を行いました。今後は、総合計画に沿った事業について、一歩先を見据えた協議についても検討する必要があります。

##### イ まちづくり協議会からの意見・要望

まちづくり協議会は、主に自治区内の施策、事業及びまちづくり計画の執行などについて、市長からの諮問に応じ答申してきました。これからは自治区が所掌する事務や自治区内の住民との連携強化に関する事項を自ら協議し、場合によっては市長等に対し意見・要望を行うことが協議会の重要な役割になると考えられます。

市長等が受け取った答申や意見・要望は、その課題解決の方策について一定の方向性を示し、再度まちづくり協議会にフィードバックするなど、具体的な施策をまとめる一連の流れに協議会が関わることにより、住民参加のまちづくりにつながるものと考えます。

また、北見自治区では、地域コミュニティについて協議してきた経過があります。今後も地域コミュニティ推進の施策展開では、適宜まちづくり協議会に意見を求めることが必要と考えます。

##### ウ 市の各部とまちづくり協議会の連携

当市が策定する計画等は、審議会を設置しそこでさまざまな行政課題等の協議がなされ、市民の意見を市政に反映しているところですが、中には審議会を設置していないものもあります。その例として、市民と行政との協働に関することや各地域に限定される住民に身近な独自の課題があります。

今後、自治区内に関係する事項について住民目線の意見が必要な場合は、まちづくり協議会に意見を求め、議論することも可能であると考えます。

## エ まちづくり計画との関わり

新市まちづくり計画に登載された事業は、毎年度、着実に実施する必要があります。

今後は総合計画を基本にまちづくり協議会の意見を聞き、当市の発展につながる各地域が担う役割を重視し、地域づくりにとって優先度の高い事業を選択する必要があります。

## オ 自治区内住民との連携強化

まちづくり協議会と地域住民との関係について、

- ・まちづくり協議会から出された市政に対する意見要望のうち、地域住民ができるものは地域住民団体が実行する
- ・地域住民団体からの生の意見は、まちづくり協議会で協議され市政に反映されるという相互関係ができることが望まれます。

端野自治区では自治連合会長が出席する自治連絡会（毎月1回）、常呂自治区では自治区長（副市長）と地域住民との懇談会、留辺蘂自治区では総合支所職員と自治会長との懇談会が開催されています。地域住民との連携強化のため、こういった会議の場にまちづくり協議会委員も同席し、意見交換を行うことが必要と考えられます。

また、現在、まちづくり協議会の開催状況については、市の広報・ホームページで掲載するほか、開催資料を閲覧用として図書館等に配置しています。今後もあらゆる機会をとらえて、協議内容などを地域住民に丁寧に知らせる必要があります。

## ②まちづくり協議会委員の選任

これまでは、設置条例に基づき各自治区一律15人の委員により、まちづくり協議会が運営されてきました。

今後は、すべての自治区で地域住民団体と連携を強化することが重要であることから、委員の選任方法や委員数について改めて検討することも必要と考えます。

## ③住民協働との関連

当市では、住民協働と住民自治の拡充を目指しており、自治区やまちづくり協議会がすでに運営されていることと並行して、北見自治区では、少子高齢化に対応し地域住民が自らの力で地域課題の解決に取り組む住民協働組織の設立が望まれるところです。

総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」報告書（平成21年8月28日）では、地域協議会と地域協働体（多様な主体による公共サービスの提供を行う組織）のメンバーに重なりを持たせることにより連携を図る必要性が述べられています。

これを当市に当てはめてみると、一自治区として一体感が強い端野、常呂、留辺蘂自治区では、町内会（自治会）から推薦を受け選任されている委員を中心に、まちづくり協議会と地域協働体が連携する可能性が高いと考えられます。今後はまちづくり協議会や町内会（自治会）のメンバーが中心となり、各自治区に一つずつ地域住民団体を束ねてマネジメントする機能（組織）ができることが望まれます。



また、北見自治区においては、平成19年度の諮問事項「地域コミュニティのあり方について」の答申を受けており、設立途上の住民協働組織との連携について研究することが必要です【資料27】。

まちづくり基本条例では、基本理念に市民が主体のまちづくり、基本原則に市民参加、協働、情報共有、自治区連携の4つを掲げています。これらを具現化する場面で4つのまちづくり協議会は大きな位置を占めており、今後もますます積極的な議論が期待されるところです。

## (2) 自治区長

平成22年3月5日から副市長1人が選任され、4自治区の自治区長を兼務していますが、各自治区の行事に市長及び副市長が出席できない場合、各総合支所長が代理で対応してきました。

北見・端野・常呂及び留辺蘂自治区の均衡ある発展に寄与する自治区長がまちづくり協議会等各種会議・行事にほとんど出席することができないことに地域住民は不安を感じざるを得ない状況であり、現状の1人では対応が難しいと考えます。

しかし、国の制度のあり方や他都市の状況を勘案するとともに、当市の取り巻く状況や合併後5年を経過していることを踏まえ、行財政改革の観点から、現状での副市長定数4人(=自治区長)について、今後どのような組織体制が自治区制度を守り高める制度となるのか、組織全体を考慮し検討することが必要です。

また、平成21年8月に実施した「まちづくりトーク」において、地域住民の皆さんから自治区長(=副市長)に関するさまざまなご意見をいただきました。市民の信頼を得るより良い制度に向け、今後さらに、地域住民の皆さんと意見交換をしながら実施していくことが望まれます。

自治区長に関して、自治区設置条例で明確にされていない点は、市民への説明責任を果たす上からも明確にする検討が必要であると考えます。

## (3) 総合支所

### ①組織

ア 地域住民サービスを低下させず、特に住民に身近な事案については継続的かつ速やかに対応できるよう、総合支所には専門職員を含めた職員体制の強化を図ることとし、本庁で対応可能な部局については本庁集約化の検討が必要と考えます。

なお、各自治区の長期的な振興・発展を図るためには、自治区の特性を生かしながら全市的な目線での企画立案ができるよう、本庁と総合支所の役割分担を明確にしたうえでの連携強化が必要です。

各自治区では、それぞれの歴史的経過や背景、さらには蓄積された経験などを踏まえた適切な対応が求められます。そのためには、しっかりと引き継がれる体制の確保と計画的な職員配置が必要です。

また、本庁・総合支所間の人事異動を積極的に行い、合併前の旧市町出身の各職員

が同一職場で業務を行うことで、本庁と総合支所の相互理解が深まり、当市の一体感を高めることにつながるものと考えられます。

イ 北見市組織規則第4条第2項では、「総合支所は、所管区域における行政の継続性を担保するとともに、行政事務の執行にあたっては、担当事務の区分により本庁組織に集約される。」と規定されているところです。

この規定の趣旨を踏まえ、本庁部局と総合支所は連携を図り、各自治区の事務に深く関わっていくべきと考えます。

ウ 地域完結型の祭りを超え、他市町村に及ぶ広域イベントについて、これまでの旧町が行っていた経過から各総合支所が所管していますが、全市的イベントとして一体感を持って取り組めるよう本庁所管部と総合支所が連携して実施し、全市的な盛り上がりを助長する必要があります。

エ 合併事務事業項目の調整を主たる業務として設置した各部の調整室（北見市組織規則で規定）及び調整室間の総合的調整を図る目的で設置した総合調整会議（北見市総合調整会議設置要綱で規定）は、合併後5年を経過し一定程度の役目を終え、廃止が可能です。

## ②業務

ア 窓口・相談業務は、業務により本庁の専任担当者が対応する相談日を設けることで住民の利便性の向上を図ることができます。

今後、窓口業務は電子証明書の発行、郵便局やコンビニエンスストア等への委託などにより、合理的なシステムへ移行できる可能性があると考えられます。

また、総合支所の機能の充実に向けて、本庁との距離や庁舎の分散化を考慮し、電子決裁システムやテレビ会議システムの導入により、諸会議などの効率化、情報の共有、緊急時や繁忙期の相互協力体制、住民相談や窓口手続きの利便性の向上などを図り、より効率的な組織体制を構築する必要があります。

イ 地域振興業務は、住民に身近な課題について、地域事情にも配慮しながら効果的に事務を進める必要があります。

まちづくり協議会や町内会（自治会）、各種団体の意見を尊重しながら、今以上に本庁と総合支所が一体となって事務事業を推進できる体制づくりが必要です。

ウ 財産管理業務は、自治区内の施設等財産の維持管理が主な業務ですが、施設に近い総合支所が管理することで迅速な対応が可能となります。特に、道路や河川については、施設や付近の状況、過去の災害履歴等の情報や経験により、事故を予見し、迅速な対応も可能となります。

エ 危機管理業務は、各自治区の地理的な条件、気候風土、その他の不測の事態など

も考慮して、体制を確保する必要があります。

災害時の対応は、「北見市地域防災計画」に規定されていますが、専門性が高いため、本庁危機管理室と総合支所の連携を密にし、迅速な応援体制を構築することが必要と考えます。

### ③予算

ア 総合支所への執行委任制度は、地域に密接な行政運営を住民に身近な総合支所で効率的かつ迅速に行うことを主眼に導入したものであり、多くの行政機関に導入されています。

現在、総合支所の直接予算は総合支所経費、まちづくり協議会経費、まちづくりパワー支援事業補助金の3つに限られていますが、これらも本庁所管部で集約し、必要に応じ執行委任を行うことができるものです。

イ 予算を本庁所管部に集約し、予算・決算を通じ、議会説明を含め市全体の調整を図りながら対応することにより、本庁・総合支所の相互理解のもと適切な市民対応が図られると考えます。

ウ 地域振興基金は、合併後の一体感の醸成や地域振興策に充てることができるものです。自主的・自発的な自治区振興策（新規独自イベント等）の実現のため、地域振興基金または各自治区への指定寄附金を充当し、各自治区が優先する事業を実施できるような仕組みを構築することが可能と考えます。

エ 過疎地域が健全に維持されるよう、過疎対策事業債ソフト事業枠の有効活用について、さらに具体的な検討が必要です。

## 10. 検証のまとめ

当市の自治区は、広大な面積であっても住民に身近なサービスを維持し、住民と行政の距離を縮め、住民の意向を反映しながら協働を進めるために設置しました。この制度は合併協議会で審議を重ね、旧自治体ごとに住民説明を行い、旧端野町、旧常呂町、旧留辺蘂町では合併協議の過程で住民投票を行いました。

合併後、この制度によって旧市町の歴史や伝統、コミュニティが尊重され、まちづくり協議会を中心に各自治区の意見の集約、情報の共有発信が行われ、緩やかな融合が進んでおり、まちづくりパワー支援事業などにより住民協働の芽生えも出ています。

当市の自治区制度の最大の特徴は、期限を定めず自治区長を置くことにあります。これは、合併によって地域環境が急激に変化するのではないかとという住民不安に応えるものであり、旧町の特別職が自治区長の職に就き自治区に目が行き届いたために、自治区住民に大きな安心感を与えました。

平成23年3月31日は、平成の合併で市町村合併をした多くの自治体が合併から5年を迎えた日でしたが、地域自治組織を今後どうするかを考える一つの節目となりました。地方自治法では地域自治区（一般制度）が用意され、住民自治や協働を進める上で有効な制度としてとらえ、さらに改善する方向にありますが、特別職の自治区長を設置する制度にはなっていません。

しかし、当市ではまちづくり基本条例や自治区設置条例を施行し、自治区制度の3本柱である自治区長・まちづくり協議会・総合支所の設置を明文化することにより当市の自治区制度を確かなものとししました。

確立された自治区制度について、合併時の思いを大切にしながら、地域住民と行政が一体となったまちづくりを進めていくためにも、国の地域自治区制度のあり方、他都市の取り組み状況、当市の取り巻く状況等を踏まえて、今後さらに良いものとなるよう、地域住民の理解のもと成熟させていくことが求められています。

合併は究極の行財政改革と言われており、行政組織体制の再整備を図ることで、効率的・効果的な行政運営が可能となります。また、組織・業務・予算の諸課題の解決のためには、本庁職員と総合支所職員とのコミュニケーションをさらに密にし、本庁と総合支所の連携や情報の共有をしっかりと実践していくことが重要であると考えます。

現行の総合支所に係る予算システムや権限などは、財政管理や各自治区の均衡ある発展を目指して構築したものです。合併後5年を経過した現在、職員間に定着しており、当面は現行の仕組みを継続しながら、必要に応じその都度改善すべきと考えます。

最後に、合併後の市の一体感を高めるために、市職員全員が市民の目線に立ち、市民の声に耳を傾けながら、組織体制のあり方や事務分担を見直し、確認しながら適切な行政運営を行っていくことが大切です。

## 自治区制度等庁内検証会議報告書関連資料集

- 【資料 1】 地域自治組織の概要
- 【資料 2】 北海道市町村の合併状況
- 【資料 3】 合併協定書（抜粋）
- 【資料 4】 合併協定書別紙2（抜粋）～（仮称）地域自治区設置条例の概要
- 【資料 5】 北見市自治区設置条例概念図
- 【資料 6】 北見市まちづくり基本条例（抜粋）
- 【資料 7】 北見市自治区設置条例（附則及び別表を除く）
- 【資料 8】 地方自治法（抜粋）～まちづくり協議会関係
- 【資料 9】 地方自治法（抜粋）～地域協議会関係
- 【資料 10】 地方自治法（抜粋）～副市長関係
- 【資料 11】 北見市副市長定数条例（抜粋）
- 【資料 12】 北見市副市長の事務分担に関する規程（抜粋）
- 【資料 13】 地方自治法（抜粋）～総合支所関係
- 【資料 14】 北見市組織規則（抜粋）
- 【資料 15】 地域自治区等の設置状況
- 【資料 16】 地域審議会及び地域協議会等での主な審議内容（抜粋）
- 【資料 17】 地域審議会の特色ある取り組みの事例（抜粋）
- 【資料 18】 地域審議会・地域協議会の構成員選任事例（抜粋）
- 【資料 19】 まちづくり協議会の開催状況
- 【資料 20】 各自治区の職員数の推移
- 【資料 21】 地域審議会の運営上の課題や留意点の事例（抜粋）
- 【資料 22】 現まちづくり協議会委員の選任状況
- 【資料 23】 まちづくり協議会委員の平均年齢
- 【資料 24】 北海道北見市職員措置請求（住民監査請求）監査結果（抜粋）  
(平成22年2月3日)
- 【資料 25】 北見市議会の陳情結果（平成22年3月2日）
- 【資料 26】 住民訴訟第1審・控訴審結果
- 【資料 27】 平成19年度北見まちづくり協議会の答申（抜粋）

## 【資料1】地域自治組織の概要

### ①合併特例区

市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併特例区は、合併関係市町村の協議によって合併後最大5年間に限って置くことができます。合併特例区は法人格を持つ特別地方公共団体で、自らを名義人として契約を行うなど、地域自治区において独立した固有の事務を行うことができます。区長には市町村長が選任する特別職が充てられます。

### ②地域自治区（一般制度）

地方自治法の規定に基づき、市町村が条例により設置する地域自治区は、合併する、しないに関わらず設置することができる一般的な制度として創設されました。地域自治区は法人格を持たず、あくまでも市町村の内部組織であり、設置期間の定めはなく、恒久的に置くことができます。

地方自治法に基づく地域自治区は市町村の全区域を対象に区を設け、地域協議会を置くこととされています。地域協議会の構成員は市町村長によって自治区内に居住する住民の中から選任され、市町村長その他の市町村の機関から諮問を受け、又は自ら審議して意見を述べることができます。

また、区の事務所が置かれ、事務所の長は市町村長の補助機関である一般の職員を充てることになっており、特別職を充てることはできません。

### ③地域自治区（特例制度）

市町村の合併の特例等に関する法律に基づく地域自治区は、法人格を持たず、合併関係市町村の協議によって定めた期間に限って、旧市町村の区域を対象として設置することができます。地域協議会については一般制度と同様ですが、区の事務所の長に代えて特別職である区長を置くことができます。

地域自治区の一般制度と特例制度を併用して置いている自治体もあります。

【資料2】北海道市町村の合併状況

	合併日付	新市町村名		旧市町村名				
1	H16. 12. 01	函館市		函館市	戸井町	恵山町	楸法華村	南茅部町
2	H17. 04. 01	森町		森町	砂原町			
3	H17. 09. 01	せたな町	特例区	瀬棚町	北檜山町	大成町		
4	H17. 09. 01	士別市	特例区	士別市	朝日町			
5	H17. 10. 01	八雲町		八雲町	熊石町			
6	H17. 10. 01	遠軽町		遠軽町	生田原町	丸瀬布町	白滝村	
7	H17. 10. 01	石狩市	(特例)	石狩市	厚田村	浜益村		
8	H17. 10. 11	釧路市		釧路市	阿寒町	音別町		
9	H18. 02. 06	幕別町		幕別町	忠類村			
10	H18. 02. 01	北斗市		大野町	上磯町			
11	H18. 03. 01	日高町		日高町	門別町			
12	H18. 03. 01	伊達市	(特例)	伊達市	大滝村			
13	H18. 03. 05	北見市	独自	北見市	端野町	常呂町	留辺蘂町	
14	H18. 03. 20	枝幸町	(特例)	枝幸町	歌登町			
15	H18. 03. 27	安平町		追分町	早来町			
16	H18. 03. 27	名寄市	特例区	名寄市	風連町			
17	H18. 03. 27	岩見沢市		岩見沢市	北村	栗沢町		
18	H18. 03. 27	むかわ町	(一般)	鶴川町	穂別町			
19	H18. 03. 27	洞爺湖町		洞爺村	虻田町			
20	H18. 03. 31	新ひだか町	(特例)	三石町	静内町			
21	H18. 03. 31	大空町		女満別町	東藻琴村			
合併新法適用以降								
22	H21. 10. 05	湧別町		上湧別町	湧別町			

特例区：合併特例区      (特例)：地域自治区      (一般)：地域自治区

【資料3】合併協定書（抜粋）

11. 地域審議会等（まちづくり条例など）の取扱い

国においては、平成15年11月に出された第27次地方制度調査会の「今後の地方制度のあり方に関する答申」を踏まえて、合併に関連する法制度〔合併三法（改正合併特例法）（新合併特例法）（改正地方自治法）〕が平成16年5月に公布された。

任意合併協議会の段階では『地域審議会』等の導入を検討してきたが、その後の国における法整備の内容などを検証するとともに、その法制度の中で具体化された地域自治組織の制度における、「地域自治区」や「地域協議会」なども精査のうえ、法定合併協議会設置に係る確認事項に基づき、新市において住民参加のもとに制定する、「(仮称)まちづくり条例」の骨子、及び「(仮称)地域自治区設置条例」の概要について、次により調整する。

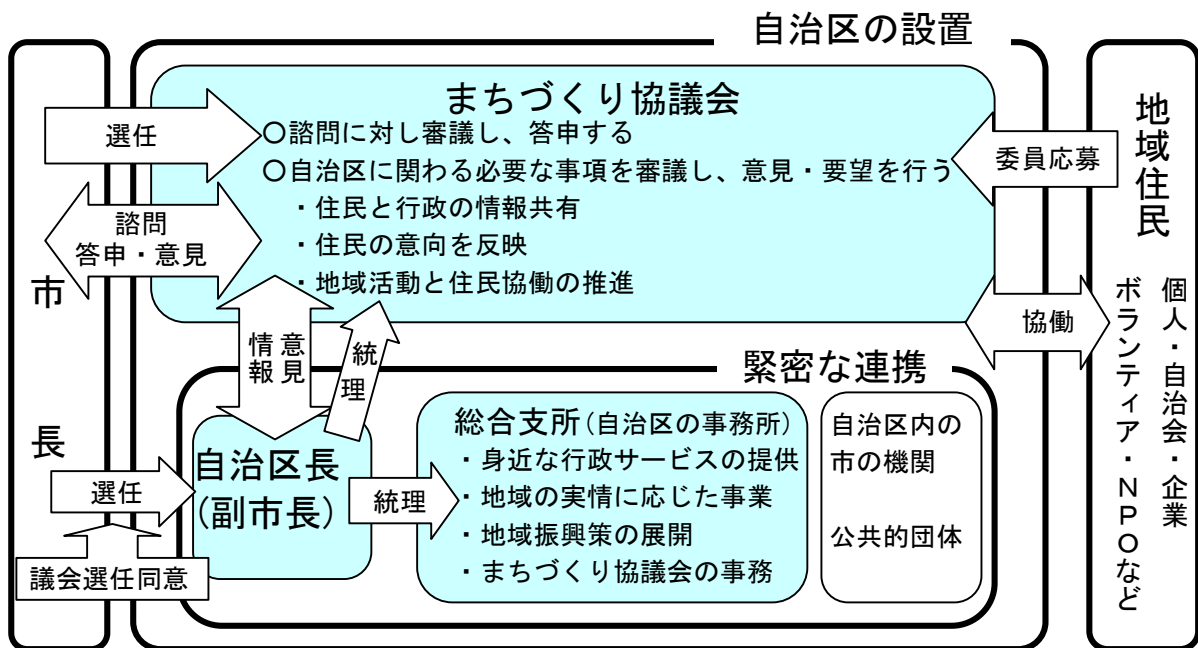
- (1) 新市において、「(仮称)まちづくり条例」を制定することとし、その骨子は、別紙1(省略)のとおりとする。
- (2) これまで検討した合併特例法における、「地域審議会」は設置しないものとする。
- (3) 「(仮称)まちづくり条例」の骨子とリンクする、「(仮称)地域自治区設置条例」を制定することとし、その内容は、別紙2(省略)のとおりとする。
- (4) この中で、地域住民の声を反映した、きめ細かなまちづくりを推進するための自治組織として旧市町の単位に「地域自治区」を設け、その中に、まちづくり協議会及び総合支所を置くものとする。

**【資料4】合併協定書別紙2（抜粋）～（仮称）地域自治区設置条例の概要**

地域自治区に、地域自治区長を置く。

- ① 地域自治区長は、地方自治法第161条に規定する助役（副市長）とする。
- ② 呼称条例を制定し、「地域自治区長」とする。
- ③ 地域自治区長は、地域に優れた識見を有する者のうちから、市長が選任する。
- ④ 地域自治区長の任期は、4年とする。

**【資料5】北見市自治区設置条例概念図**



**【資料6】北見市まちづくり基本条例（抜粋）**

第9章 自治区

(自治区の設置)

第34条 議会及び市長は、個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、本市の区域を分けて定める区域ごとに自治区を設置し、振興を図るものとする。

2 市長は、自治区に総合支所、自治区長及びまちづくり協議会を置くものとする。

(自治区の連携)

第35条 議会及び市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

**【資料7】北見市自治区設置条例（附則及び別表を除く）**

(目的)

第1条 この条例は、北見市の区域を分けて定める区域ごとに自治区を設置し、市長の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域自らの責任と選択に基づく住民参画と協働による住民自治の推進、住民の意見が市政に反映され、住民と行政が密接に連携できる体制の構築及び地域の特性を活かした個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(自治区の名称等)

第2条 自治区の名称及び所管区域は、別表第1（省略）のとおりとする。

(総合支所等の設置)

第3条 自治区の事務を行うため、自治区に総合支所を設置することとし、端野自治区、常呂自治区及び留辺蘂自治区は別表第2（省略）の総合支所において、北見自治区は別に定める本庁の組織においてこれを行う。



- 2 総合支所に課を置く。
- 3 総合支所の事務の一部を所掌させるため別表第3（省略）の支所及び別表第4（省略）の出張所を置く。
- 4 前項の出張所において必要があると認めるときは、分室を設けることができる。
- 5 総合支所における事務分掌その他必要な事項については、市長が別に定める。  
（まちづくり協議会の設置）

第4条 それぞれの自治区にまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の名称は、次のとおりとする。

自治区	協議会名
北見自治区	北見まちづくり協議会
端野自治区	端野まちづくり協議会
常呂自治区	常呂まちづくり協議会
留辺蘂自治区	留辺蘂まちづくり協議会

（協議会の組織）

第5条 協議会を組織する構成員（以下「委員」という。）は、それぞれの自治区ごとに15人以上とする。

- 2 委員は、関係自治区の区域内に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が選任する。
  - (1) 関係自治区の区域内の公共的団体が推薦する者
  - (2) 識見を有する者
  - (3) 公募による者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、関係自治区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

（協議会の会長及び副会長）

第6条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の総数の2分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（協議会の役割）

第8条 協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関から諮問された事項について答申し、又は協議会が必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に対し意見・要望を行うことができる。

- (1) 自治区内の施策及び事業に関する事項
- (2) 自治区が所掌する事務に関する事項
- (3) 自治区内のまちづくり計画の執行及び変更に関する事項

(4) 自治区内の住民との連携強化に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長その他の市の機関は、前項の答申又は意見・要望を尊重し、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(自治区長の設置)

第9条 自治区に、地域に関して優れた識見を有する自治区長を置く。

2 前項の自治区長は、別に定める副市長をもって充てる。

(自治区長の職務)

第10条 自治区長は、自治区の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の市の機関及び自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図るとともに、総合支所及び協議会に関し、これを統理する。

(委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、自治区に関し必要な事項は、市長が定める。

### 【資料8】地方自治法（抜粋）～まちづくり協議会関係

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### 【資料9】地方自治法（抜粋）～地域協議会関係

(地域協議会の設置及び構成員)

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条の2第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の権限)

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かななければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

### 【資料 1 0】地方自治法（抜粋）～副市長関係

（副知事・副市町村長の設置及びその定数）

第 1 6 1 条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

2 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

（兼職の禁止）

第 1 4 1 条

1 略

2 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。

（副知事及び副市町村長の兼職・兼業禁止及び事務引継）

第 1 6 6 条

1 略

2 第 1 4 1 条、（中略）の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。

### 【資料 1 1】北見市副市長定数条例（抜粋）

地方自治法第 1 6 1 条第 2 項の規定に基づき、副市長の定数を 4 人とする。

### 【資料 1 2】北見市副市長の事務分担に関する規程（抜粋）

（事務分担）

第 2 条 各副市長は、市長の命により、次に掲げる事務を分担するものとする。

(1) 本庁に属する事務、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、北見農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務、北見地区消防組合に関する事務、各自治区間の総合調整に関する事務並びに北見自治区に関する事務

(2) 端野自治区に関する事務及び端野農業委員会に関する事務

(3) 常呂自治区に関する事務及び常呂農業委員会に関する事務

(4) 留辺蘂自治区に関する事務及び留辺蘂農業委員会に関する事務

2 前項第 2 号から第 4 号に掲げる事務を分担する副市長は、市長の命により、当該事務に加えて同項第 1 号の事務の一部を分担することができるものとする

### 【資料 1 3】地方自治法（抜粋）～総合支所関係

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第 1 5 5 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

（支庁及び地方事務所等の長）

第 1 7 5 条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。

### 【資料 1 4】北見市組織規則（抜粋）

（目的）

第 1 条 この規則は、北見市組織条例（以下「組織条例」という。）及び北見市自治区設置条例（以下「自治区設置条例」という。）の規定に基づき、市長の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行することを目的として、法令等に定めるものの他、本市の行政組織、職務、権限及び事務分掌その他必要な事項を定めることを目的とする。

(機関の種別)

第2条 組織を構成する機関を分けて、本庁、総合支所、出先機関とする。

略

(総合支所)

第4条 総合支所とは、自治区設置条例により設置された総合支所をいう。

2 総合支所は、所管区域における行政の継続性を担保するとともに、行政事務の執行にあたっては、担当事務の区分により本庁組織に集約される。

(出先機関)

第5条 出先機関とは、自治区設置条例により設置された支所及び出張所のほか地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき設置された機関をいう。

略

(総合支所の組織)

第7条 自治区設置条例第3条第2項の規定により総合支所に別表第2（省略）のとおり課を置く。

(事務分掌)

第8条 本庁及び総合支所の内部組織及び次条第9項に規定するものの事務分掌は、別表3（省略）のとおりとする。

2 本庁及び総合支所に属する出先機関であって、次に掲げるものの事務分掌は別に定めるところによる。

略

(5) 常呂総合支所市民環境課 日吉出張所

(6) 留辺蘂総合支所 温根湯温泉支所、静楽園、留辺蘂ふれあいセンター

(7) 留辺蘂総合支所市民環境課 瑞穂出張所

略

(職の設置)

第9条 部に部長を置く。

2 総合支所に支所長を置く。

略

7 市長は、必要に応じて、部に部次長及び参事を、総合支所に次長及び参事を置くことができる。

略

10 前項に定めるもののほか、市長は、別表3（省略）に掲げる分掌事務の全部もしくは一部を担当させ、又は特命事項の調査研究及び企画を担当させるため、部、室及び総合支所に主幹を置くことができる。

### 【資料15】地域自治区等の設置状況

(平成22年4月1日現在) 市町村合併件数 642

◇地域自治区（一般制度）	→	16団体（117自治区）	} H16 導入
◇地域自治区（合併特例）	→	35団体（112自治区）	
◇合併特例区	→	6団体（15特例区）	

## 【資料 1 6】地域審議会及び地域協議会等での主な審議内容（抜粋）

総務省・市町村の合併に関する研究会「新しいまちづくりを目指して ～合併市町村の取組の実態～」より

- 市町村建設計画（合併市町村基本計画）の変更に関する事項
- 市町村建設計画の執行状況に関する事項
- 合併特例債を財源として地域の振興のための基金活用に関する事項
- 新市町村の基本構想の作成及び変更に関する事項
- 予算編成の際の事業等に関する要望
- その他
  - ・（特例債関係以外の）基金について
  - ・公共施設について（設置、廃止、使用料等、指定管理者制度導入）
  - ・各種計画の策定及び変更、地域事業について
  - ・支所の活用等
  - ・合併協定事項の履行に関する事、合併時点で未調整項目であった事項等
  - ・過疎計画や各種個別計画（観光計画等）について
  - ・地域固有施策（イベント、バス路線）
  - ・地域振興に関する事項

## 【資料 1 7】地域審議会の特色ある取り組みの事例（抜粋）

総務省・市町村の合併に関する研究会「新しいまちづくりを目指して ～合併市町村の取組の実態～」から

### 1 地域審議会

秋田市 （秋田県）	・審議会の活性化等を図るため、市内施設見学会や先進地事例調査を実施している。また、審議以外にも、委員が自発的に地域課題等について勉強会や研修会を行っている。
田村市 （福島県）	・各地域（旧町村）の特色ある、まちづくりのために造成された地域振興基金の活用について、各地域審議会において協議されている。
高山市 （岐阜県）	・地域審議会の設置に関する規定中、所掌事務において「予算、その他当該地域の振興に関し市長に意見を述べること。」を追加し、諮問答申のみならず地域振興における意見を進言できることとした。
関市 （岐阜県）	・関市内には5地域の審議会があるが、各々の審議会が独自の勉強会や研修会を月1回程度実施している。地域審議会を開催する度に、各地域の課題や問題点を行政に提起してもらっている。
中津川市 （岐阜県）	・地域審議会の下部に、各分野の座談会を設け、分野ごとの課題等の洗い出しを行っている。
新城市 （愛知県）	・18年度当初予算で、地域自治確立のための有望・優良な地域活動を支援するため、「新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金」を創設し、1,800万円を計上したが、この事業採択の審査を各地域審議会が市長の諮問を受けて行っている。
堺市 （大阪府）	・新市建設計画事業以外で、使用料や保険料など市民に直結するものについては、迅速な情報周知手法のひとつとして地域審議会としてではなく、「地域審議会委員連絡会」として委員に集まっていただき、行政情報の提供を行っている（無報酬、傍聴なし）。
八代市 （熊本県）	・新市建設計画に位置付けてある「住民自治によるまちづくりの推進について集中的に審議・検討するために、地域審議会の下部組織として」「住民自治推進検討委員会」を設置した（各地域審議会より2名ずつ選出）。

### 2 地域自治区（一般制度）

大仙市 （秋田県）	・「地域協議会に諮問機関としての役割」以外の役割として、「まちづくり」に積極的に関与する仕組みづくりを8地域の総合支所へ提案している。
--------------	---

浜松市 (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的予算編成権 地域自治区の自主性を担保するため、地域自治区内で実施するまちづくり事業費（ソフト事業）を総合事務所と地域協議会が協議して、予算を作成し、財政課へ直接予算要求する地域自治振興費を予算科目に設けた。</li> </ul>
豊田市 (愛知県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金として、1地域自治区あたり500万円を予算配分し、自信と誇りのもてる地域を住民が主体となってつくるためにする事業に対して、市が助成している（地域活動支援制度）。</li> </ul>
宮崎市 (宮崎県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体となった地域づくり体制の構築、および市民活動団体の協同の推進を目的に、各地域協議会に地域コーディネーターを配置する予定である。</li> <li>・また、地域づくりの促進を目的に「地域魅力アップ事業」を実施し、特色ある活動を実施している団体に補助金を交付する予定である。</li> </ul>

### 3 地域自治区（特例制度）

上越市 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民組織 各地域自治区に、区域における地域づくりやこれまで行政が行ってきた事業や公的サービスを行政に代わって実施することなどを目的とする住民組織が設立された。地域の祭りやイベントを実施しているほか、市からの業務の受託や指定管理者として公の施設の管理を行っている団体もある。</li> <li>・コミュニティプラザ 旧町村役場や公民館などを転用して、地域住民が集まり、活動する場である「コミュニティプラザ」を整備し、ここに地域自治区の事務所を置き、住民と行政との協働を進めやすい環境整備を進めている。また、コミュニティプラザの管理・運営を住民組織に委ねることにより、住民の公的分野への参画による自主的・自立的な地域づくりを目指している。</li> </ul>
坂井市 (福井県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併前から実施されている各地域の特色を生かした地域づくりに資する行事・イベント、スポーツ大会、その他地域住民や伝統・文化に関する事業については、今後においても、各地域自治区が計画し、それぞれの地域自治区主導で実施することとしている。</li> </ul>
多可町 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・シンクタンク（大学教授等7人により構成）から専門的なアドバイスを受けており、地域協議会委員とシンクタンクの情報交換会を開催し、地域自治のための課題や目標などについて話し合っている。</li> </ul>

### 4 合併特例区

喜多方市 (福島県)	<p><u>山都合併特例区</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そば刈取り助成事業・・・特例区区域内に住所を有する者が、区域内にある田畑で栽培したそばを農協等に機械刈取りを依頼した場合、助成する。</li> <li>・コミュニティバス運行事業・・・特例区区域内で5路線運行。毎週火、木曜日に3路線、水、金曜日に2路線の運行を行い、各路線1日2往復。利用料は無料。</li> </ul> <p><u>高郷町合併特例区</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学2年生の希望者全員の海外派遣、小学6年生全員には県外研修を実施などの人材育成事業に力を入れている。</li> </ul>
---------------	--

## 【資料18】地域審議会・地域協議会の構成員選任事例（抜粋）

総務省・市町村の合併に関する研究会「新しいまちづくりを目指して～合併市町村の取組の実態～」から

### 1 地域審議会

射水市 (富山県)	<ul style="list-style-type: none"><li>・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施。</li><li>・公募方式の際、定数の20%程度を公募枠と設定。</li></ul>
美里町 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"><li>・農林商工業団体、社会教育、学校教育団体、青年・女性・老人を構成員とする組織、社会福祉関係、消防団、学識経験者などに区分することで、幅広い分野からの選任を可能に。</li></ul>

### 2 地域自治区（一般制度）

浜松市 (静岡県)	<ul style="list-style-type: none"><li>・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施。</li><li>・構成員の選任に当たり、男女それぞれの登用率3割以上と設定。</li></ul>
--------------	--

### 3 地域自治区（特例制度）

上越市 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"><li>・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施</li><li>・公募方式の際、定数を上回る応募があった場合に住民の投票を実施。市長は投票の結果を尊重し、委員を選任。</li></ul>
--------------	--

### 4 合併特例区

せたな町 (北海道)	<ul style="list-style-type: none"><li>・旧市町村等からの推薦に加え、公募方式による候補者選定を実施。</li></ul>
喜多方市 (福島県)	<ul style="list-style-type: none"><li>・選出範囲を、商工団体、農業団体、青年、婦人、まちづくり団体などを代表するもの及び学識経験者などに区分することで、幅広い分野からの選任を可能に。</li></ul>

【資料19】まちづくり協議会の開催状況

		北 見	端 野	常 呂	留 辺 薬
平成18年度	開催回数	10回	9回	8回	12回
	延出席者数	124人	124人	106人	137人
	平均出席者数	12.4人	13.8人	13.3人	11.4人
	諮問事項	・自治区内事業の今後のあり方について【共通】			
平成19年度	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会から推薦する委員（総合計画審議会委員）【共通】</li> <li>・北見市の都市再生について【共通】</li> <li>・地域コミュニティのあり方について【北見】</li> <li>・市民協働の取り組みについて【端野】</li> <li>・今後のまちづくり協議会の進め方について【留辺薬】</li> </ul>			
	諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治区内事業の今後のあり方について【共通】</li> <li>・地域コミュニティのあり方について【北見】</li> <li>・災害弱者支援に向けた防災協働のあり方について【端野】</li> <li>・市民協働による防災対策について【常呂】</li> <li>・防災対策（豪雪）に向けた地域内協働のあり方について【留辺薬】</li> </ul>			
平成20年度	開催回数	9回	10回	11回	14回
	延出席者数	106人	133人	128人	156人
	平均出席者数	11.8人	13.3人	11.6人	11.1人
	諮問事項	・自治区内事業の今後のあり方について【端野・常呂・留辺薬】			
平成20年度	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会から推薦する委員（地域福祉計画策定委員）【共通】</li> <li>・まちづくりパワー支援事業審査及び結果報告【共通】</li> <li>・北見市の都市再生について【共通】</li> <li>・自治区制度のあり方について【共通】</li> <li>・北見市総合計画前期基本計画(案)について【共通】</li> <li>・安全・安心な水の供給について【北見】</li> <li>・地域コミュニティについて【北見】</li> <li>・災害弱者支援に向けた防災協働のあり方について【端野】</li> <li>・今後のまちづくり協議会の進め方について【留辺薬】</li> </ul>			



平成 21 年度	開催回数	9回	7回	8回	10回
	延出席者数	110人	87人	89人	97人
	平均出席者数	12.2人	12.4人	11.1人	9.7人
	諮問事項	・自治区内事業の今後のあり方について【端野・常呂・留辺蘂】			
平成 22 年度	開催回数	10回	11回	10回	13回
	延出席者数	125人	150人	112人	157人
	平均出席者数	12.5人	13.6人	11.2人	12.1人
	諮問・答申	・自治区における公共交通のあり方について【共通】 ・自治区内事業の今後のあり方について【端野・常呂・留辺蘂】			
	意見・要望	・まちづくりパワー支援事業に関する要望【端野】 ・自治区年表作成に関する要望【端野】			
平成 21 年度	開催回数	9回	7回	8回	10回
	延出席者数	110人	87人	89人	97人
	平均出席者数	12.2人	12.4人	11.1人	9.7人
	主な協議事項	・まちづくり協議会から推薦する委員（地域福祉計画策定委員）【共通】 ・まちづくりパワー支援事業審査及び結果報告【共通】 ・まちづくり基本条例（素案）について【共通】 ・自治区内事業について【共通】 ・自治区制度等庁内検証会議について【共通】 ・まちづくりトーク実施状況について【共通】 ・地域医療再生計画（素案）について【北見】 ・自治区の課題等について【留辺蘂】			
	主な協議事項	・まちづくりパワー支援事業審査及び結果報告【共通】 ・委員の推薦について（北見市新課税標識デザイン選考委員会）【共通】 ・使用料、手数料見直しについて【端野・常呂・留辺蘂】 ・旧ふるさと銀河線跡地事業化計画について【北見】 ・自治区内の土地利用について【端野】			

## 【資料20】各自治区の職員数の推移

(単位：人)

自治区	H18.3.4 合併前 (A)	H18.3.5 合併時 (B)	H22.4.1 現在 (C)	比較	
				(C-B)	(C-A)
北見 (本庁)	850	1,007	846	▲161	▲4
端野	91	70	54	▲16	▲37
常呂	153	68	57	▲11	▲96
留辺蘂	129	78	77	▲1	▲52
合計	1,223	1,223	1,034	▲189	▲189

- \* 消防職員及び一部事務組合派遣職員を除く。
- \* 本庁は、教育長、公益的法人等派遣職員等、端野・常呂・留辺蘂の保育園及びへき地保育所の職員を含む。
- \* 北見を除く3自治区は、総合支所+教育事務所+農業委員会（留辺蘂のみ+静楽園）
- \* 本庁の合併時の職員数には、のぞみの園、国民健康保険常呂病院・静楽園職員を含む。
- \* 常呂自治区の合併前の職員数は、のぞみの園、国民健康保険常呂病院職員を含む。
- \* 留辺蘂自治区の合併前及び現在の職員数には、静楽園職員を含む。

## 【資料 2 1】 地域審議会の運営上の課題や留意点の事例（抜粋）

総務省・市町村の合併に関する研究会「新しいまちづくりを目指して ～合併市町村の取組の実態～」から

①	地域審議会での審議内容に留意している。（例：全域的なテーマではなく、各審議会の地域に限定した内容とする必要があるため、テーマが限られる）
②	地域審議会が「要望の場」と化す可能性がある。（例：地域の要望、陳情のみの場とならないよう留意が必要である）
③	各審議会間の調整、整合に留意している。
④	審議会への情報提供の方法等が課題となっている。（例：建設的な審議が行われる審議会運営が必要である）
⑤	運営に係る行政内部の対応に留意している。
⑥	市町村の議会や、総合計画審議会、既存の地域コミュニティ組織などとの関係が課題となっている。 （例：議会との違いの明確さや、議会への説明との順序などに留意している）

### 上記①～⑤の課題に関連する取り組み事例

中野市 （長野県）	・「地域審議会の設置に関する協議書」に規定する所掌事務にとどまらず、委員が審議会として何をすべきか、どんな地域をつくっていくか意見を出し合い、考えて方向を出すべく協議、検討を行っている。
磐田市 （静岡県）	・支所の活用 *各支所の担当課と役割分担を明確にし、支所機能を活用している。 *支所長会議や支所担当課長会議を随時開催し、情報交換を行っている。 ・正副会長会議の開催 *年度当初に正副会長会議を開催し、会議の内容などについて情報交換をしている。
大洲市 （愛媛県）	・質問等に対してできる限りその場で回答できるよう留意している。
久留米市 （福岡県）	・本庁の地域政策課と4総合支所の連携のもと、開催時期、審議内容及び提出資料などについて調整を行い、各地域審議会の円滑かつ効果的な運営に努めている。 *審議資料：事前配布、分かりやすい資料の作成（事業箇所図添付など） *説明体制：各総合支所における事業所管職員の審議会への出席・説明
唐津市 （佐賀県）	・地域審議会が単に事業要望の場だけにならないよう注意するとともに、地域の振興策について、重点的に協議されるよう努めている。
新上五島町 （長崎県）	・行政からの一方的な提案とならないようにするため、各地域の問題点等についても議案として、各委員から提案してもらう。

### 上記⑥の課題に関連する取り組み事例

坂東市 （茨城県）	・審議内容・役割については、議会との関係や他の附属機関（総合計画審議会）との関係に注意する必要があるとあり、答申等の内容についても、場合によっては限定的に取り扱う必要がある。（個別の附属機関で審議されているような案件について、地域審議会でも議論できるかどうか等）
長野市 （長野県）	・合併後の地域を代表する組織とも言え、同じく地域を代表すべき区長会との連携や役割について整理していく必要がある。また、今後、都市内分権を推進する中で、住民自治協議会との関係についても十分留意する必要があると感じている。

関市 (岐阜県)	・市議会との違い（決定機関ではなく、あくまで諮問機関であること）を明確にしている。
あさぎり町 (熊本県)	・あさぎり町総合計画審議会の委員に地域審議会から2名選出することとなっている。総合計画審議会へ審議する事項を地域審議会にも説明し、意見を取りまとめるようにしている。

## 2 地域自治区（一般制度）

大仙市 (秋田県)	・協議会委員に子育て世代の女性を登用している。また、協議会開催日及び時間へ配慮し、参加が行いやすいよう用意している。
玉名市 (熊本県)	・当該地域に係わることに加え、全市的に係わることについても、必要に応じ地域協議会の意見を聞いている。

## 3 地域自治区（特例制度）

上越市 (新潟県)	・地域協議会について、住民の認知度がまだ十分とは言えないことから、周知が必要である。特に、町内会など、これまでの住民の意見を行政に伝えてきた他の仕組との関係についての整理が必要である。
坂井市 (福井県)	・地域自治区間の情報交換及び全ての地域自治区において共通して取り組むべき事項等については、市役所本庁が調整することとしている。また、予算については、全ての地域自治区に等しく配分している。
多可町 (兵庫県)	・事務局側は、地域協議会主導の活動を支援する立場としての認識のもとに、行政側の考え方を押し付けない、出過ぎないようにしている。建設計画に係る重要事案に対しては、必ず協議の場を設け、提言・提案等を受けている。

## 4 合併特例区

喜多方市 (福島県)	・4自治区が設置されていることから、連絡調整を密にしながら、事務処理方法の統一などに留意している。
---------------	---

### 【資料2 2】 現まちづくり協議会委員の選任状況

委員	北見	端野	常呂	留辺蘂	計	割合
委員数	15	15	15	15	60	—
うち女性	5	5	4	4	18	30.0%
うち新任	8	3	4	10	25	41.7%
うち公募	3	3	3	3	12	20.0%
(公募応募者)	(6)	(4)	(3)	(3)	(16)	—

※北見の新任8人には、再任の1人を含めていない。

※3期連続で選出された委員の割合は28.3%

### 【資料2 3】 まちづくり協議会委員の平均年齢

	北見	端野	常呂	留辺蘂
前委員	60.1歳	56.3歳	52.8歳	54.2歳
現委員	56.5歳	56.7歳	50.3歳	59.5歳

※選任時点による。

## 【資料 2 4】北海道北見市職員措置請求（住民監査請求）監査結果（抜粋）（平成 2 2 年 2 月 3 日）

### 第 3 監査結果

（1）住民監査請求の対象についても、具体的な財務会計上の行為に限られ、条例そのものは含まれないと解されていることから、本件条例の違法性の有無については監査の対象から除外した。

（2）副市長に支給した給与等の支出については、条例及び北見市財務規則に基づき適正に処理されていた。

（3）以上のことから、副市長に対する給与等の支出が違法な公金の支出に該当するとの請求人の主張については、理由がないものと判断する。

### 第 4 意見

（1）北見市の自治区制度は、合併協議に基づき独自の方式として設置したものである。その根拠となる自治区設置条例では、自治区長の職の位置づけについて、身分に関することや支給される給料などの詳細が条例上必ずしも明確でないことから、自治区制度を所期の目的に沿って分かりやすいものとするため、また、市民への説明責任を果たす上からも、条例の整備を図るよう望むものである。

（2）厳しい社会経済情勢のもと、北見市においても行政課題が山積している状況にあることから、自治区設置の趣旨を踏まえ、円滑な市政の推進を図るため、自治区長に充てることとなっている副市長の選任を速やかに行い、執行体制を確立するよう望むものである。

## 【資料 2 5】北見市議会の陳情結果（平成 2 2 年 3 月 2 日）

陳情第 5 号「北見市自治区設置条例第 9 条第 2 項の無効及び廃止についての陳情」は、平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日に総務教育常任委員会に付託され、同委員会において審査されました。

平成 2 2 年 1 月 2 2 日の同委員会で各委員から「条例の制定に向けて法定合併協議会において、網走支庁の副支庁長にも委員として参加いただいた中で了承された経緯がある。新市において条例として設置していることから違法と考えることはできない。」など多くの意見が出され、採決した結果、全会一致で不採択となりました。

また、平成 2 2 年 3 月 2 日に開催された本会議において、総務教育常任委員会委員長から報告を受けて、採決した結果、全会一致で不採択が決定しました。

## 【資料 2 6】住民訴訟第 1 審・控訴審結果

副市長を自治区長に充てているのは地方自治法が禁じる副市長の兼職に当たるとして、一市民が前副市長 4 人の給与の返還を求める住民訴訟を釧路地方裁判所に起こしました。

### ○釧路地方裁判所北見支部・第 1 審判決（抜粋）（平成 2 2 年 9 月 2 1 日）

…訴えの却下及び請求棄却

「旧法 1 6 6 条 2 項及び法 1 6 6 条 2 項が準用する法 1 4 4 条 2 項は、副市長が地方公共団体の常勤の職員を兼ねることを禁止した規定であるが、これらの規定に反して副市長が地方公共団体の常勤の職員に任用される等の事態が生じた場合の効果については、明文の規定がないから、解釈に委ねられることになる。

上記各規定の趣旨は、副市長の職責の重要性にかんがみて、兼職によって職務への専念が損なわれることを防ぐことにあると考えられる。そして、このような弊害を防止するためには、副市長の職を失わせる必要はなく、常勤の職員に就任できないこととすれば足りる。また、法は、副市長が失職し、又は解職されるときには、その旨の明文の規定を置いているから（法 1 6 4 条 2 項、1 6 6 条 3 項参照、旧法においても同じ。）、このような規定を欠く上記の場合に、副市長が失職すると解することは困難である。

そうすると、旧法 1 6 6 条 2 項及び法 1 6 6 条 2 項が準用する法 1 4 1 条 2 項の規定により、副市長が失職することなく、これに反してされた任用行為等の効果が否定されるに止まるものと解するのが相当である。」

○札幌高等裁判所・控訴審判決（抜粋）（平成23年3月3日）…控訴棄却

「副市長が失職する旨の明文の規定を欠く本件のような場合に、副市長が失職すると解することは困難である上、控訴人の主張によっても、副市長が自治区長に任用される事態が生じた場合に、自治区長への任用行為等の効果が否定されるに止まると解するのでは足りずに副市長が失職すると解すべき法的根拠は明らかでなく、他に同根拠を見いだすこともできないから、控訴人の主張は採用できない。」

（原告は、これを不服として上告していましたが、平成23年6月28日、最高裁判所はこれを不受理として決定しました。）

**【資料27】平成19年度北見まちづくり協議会の答申（抜粋）**

「地域コミュニティのあり方について」

まちづくり協議会と地域住みよい会（現在の住民協働組織に当たるもの）とはそれぞれの位置付けや役割が違うことから、この役割分担に基づき、お互いに機能を高められるよう密接な連携を図っていくことが望ましいと考えます。

例えば、まちづくり協議会に地域住みよい会の代表者が入ってもらうことも考えられます。

自治区制度等庁内検証会議報告書

北見市

平成23年10月

担当	北見市企画財政部地域振興室地域振興課 地域振興担当
住所	北見市北2条東1丁目1-1
電話	0157-25-1128 (直通)
ファクス	0157-24-1101
E-mail	chiikishinko@city.kitami.lg.jp